

平成24年（た）第1号

請求人 守 大 助

志田保夫、池田正行尋問の必要性についての補充意見

2013年（平成25年）10月25日

仙台地方裁判所 第1刑事部 御 中

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

外

「平成25年9月6日付の検察官反対意見」について

検察官は、本件再審請求審に新証拠として提出された志田意見書と池田意見書について、いずれも新規性も明白性も欠くものであるなどと意見を述べたうえ、弁護人が求めた事実調べ、志田保夫、池田正行の各尋問について、弁護人は再審請求書で前記両意見書の内容を法律家にも分かりやすいように詳説して主張したはずであるから、これに加えてさらに両人の証人尋問を実施する必要性などないとする。

検察官は本件再審開始に反対し新規性と明白性を争うようである。

だが、これまでに検察官から提出された各提出書面の内容に鑑みるならば、志田意見書および池田意見書の各新証拠としての本質的価値や核心部分について、理解がいささか不十分のように見受けられる。

すなわち、志田保夫教授は、ベクロニウムの質量分析実験を行ってその実験実証データを意見書に明示することにより、確定判決の事件性認定の根拠とされた土橋鑑定の中心的価値がおよそ実験による裏付を欠落したものであることを明らかにしたのである。

ところが、検察官は、 m/z 258のイオンがベクロニウムの分解物から検出されるとする、自明の、無意味な警察実験を提出することによって志田意見書に反論するなど、的外れの意見を述べている。加えて、土橋鑑定について、検察官意見書添付の土橋自身の意見書と

異なる、矛盾する解釈を行なっていることも、弁護人は指摘した。

これは、検察官が志田意見書の無理解に加えて、土橋鑑定をも理解せず、その解釈を誤っているとしか考えられない。

よって、志田保夫教授によるベクロニウムの質量分析実験に関する理を尽くした説明の証言を聴いて、必要があればさらに検察官が自ら聴き質したうえで、事実取調べを経た志田実験意見書に対する新規性と明白性に関する意見を構築されたいものである。

また、池田正行教授は、当該患者さんのカルテ等を子細に検討し、その症状・病態が筋弛緩剤マスキュラックス中毒とはかけ離れた矛盾したものであることを指摘し、同患者の受診の切っ掛けであって点滴処置に先立ってみられた腹痛と嘔吐の症状に始まり、カルテ等に記載された検査結果と症状経過の全てを、一つの病態で一元的、統一的に説明できる唯一の疾患として、ミトコンドリア病メラスと診断した。

そして、同患者さんが特定疾患としての国のミトコンドリア病認定基準の「疑い例」を越え「確実例」に該当することも明らかにした。

ところが検察官は、当該患者さんの症状・病態がマスキュラックス中毒と矛盾するとの指摘には反論を提出せず、またミトコンドリア病メラスであるとの診断については、前記の国の認定基準作成者である人物による「同患者の症状がミトコンドリア病により説明可能」との記載がある意見書を提出することで反論したものとするようである。

これは、検察官が池田意見書の無理解に加えて、カルテの分析手法やこれに基づいた病態・疾患の診断手法について理解が不十分であるとしか考えられない。

よって、池田正行教授によるカルテの分析手法や病態・疾患の診断手法について理を尽くした説明の証言を聴いて、必要があればさらに検察官が自ら聴き質したうえで、事実取調べを経て池田意見に対する新規性と明白性の意見を構築されたいものである。

よって、法律家の理解のために事実調べの必要性があることは明らかであるから、改めて志田保夫教授、池田正行教授の各尋問を実施するよう求めるものである。